平成２２年（フ）第１０１４号
東京都羽村市五ノ神４丁目４番地８五ノ神マンション２－Ａ
債務者　石澤　昌直
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２２年（フ）第１０４８号
東京都立川市柏町１丁目12番地都営柏町アパート６棟103号
債務者　江田　善明
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２２年（フ）第１０５０号
東京都練馬区大泉町１丁目46番９号エクセル大泉第二―302
債務者　角田　久美
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２２年（フ）第１０５８号
東京都墨田区堤通２丁目６番７―807号
債務者　内宮　明子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２２年（フ）第５３９号
川崎市高津区向ケ丘129番地12　吉田ビル302、前住所川崎市高津区下作延４丁目26番43―405号セトル溝ノ口
債務者　菅野　裕美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２２年（フ）第５５２号
川崎市宮前区菅生４丁目16番27号　コーポショウエイ１
債務者　今野　憲一
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２２年（フ）第５９８号
愛知県岡崎市城北町14番地７　城北ハウス207
債務者　武田　京子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２２年（フ）第３９３号
青森市奥野２丁目12番６号
債務者　安田　明子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第４１３号
青森市大字羽白字沢田549番地４　コーポ羽白103号
債務者　森　　学
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１４７７０号
東京都杉並区高円寺南５丁目10―９
債務者　松本　義則
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第２０９号
北海道河東郡音更町木野大通西11丁目１番地５　グレイスタウンＣ棟102
債務者　増田　真也
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２２年（フ）第２２０号
北海道帯広市南町東３条５丁目４番地　コーポ吉田102
債務者　平岡喜美子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２２年（フ）第２２１号
北海道帯広市南町東３条５丁目４番地　コーポ吉田102
債務者　平岡　康夫
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２２年（フ）第１８６９号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目14番16―201号
債務者　関根恵津子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２２年（フ）第２２４５号
横浜市港北区日吉本町２―54―17―101、住民票上の住所横浜市港北区日吉本町２丁目64番４―1202号
債務者　瀧川　祐二
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部